

職需発 0919 第 1 号  
職建発 0919 第 1 号  
令和元年 9 月 19 日

各都道府県労働局  
職業安定部長 殿  
東京、愛知及び大阪各労働局  
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局  
需給調整事業課長  
建設・港湾対策室長  
(公印省略)

「職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定について

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 48 号）については、本日公布され、令和元年 10 月 1 日より施行することとされている。その主な内容については下記のとおりであるので、これに十分ご留意の上、その円滑な施行に万全を期されたく、通知する。

## 記

### 第 1 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）の一部改正

令和元年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業者においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、事業の遂行に必要な物品・サービスに係る消費税率引上げ分が事業者の負担増となるため、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想されることから、次のとおり手数料の最高額の改正を行うものとする。

#### (1) 受付手数料の最高額の改正（則附則第 4 項及び別表）

受付手数料の最高額について、1 件につき 710 円（免税事業者にあつて

は、660円)にするものとする。

(2) 紹介手数料の最高額の改正 (則第20条及び別表)

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額にするものとする。

- イ 紹介手数料の最高額について、支払われた賃金額の100分の11(免税事業者にあつては、100分の10.3)に相当する額(ロ及びハの場合を除く。)
- ロ 同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合(ハの場合を除く。)にあつては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の11(免税事業者にあつては、100分の10.3)に相当する額
- ハ 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合にあつては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の11(免税事業者にあつては、100分の10.3)に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.8(免税事業者にあつては、100分の13.9)に相当する額のうちいずれか大きい額

第2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第29号。以下「建労則」という。)の一部改正

令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、建設業務有料職業紹介事業についても、次のとおり手数料の最高額の改正を行うものとする。

(1) 受付手数料の最高額の改正(建労則別表第二)

受付手数料の最高額について、1件につき710円(免税事業者にあつては、660円)にするものとする。

(2) 紹介手数料の最高額の改正(建労則別表第二)

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額にするものとする。

- イ 紹介手数料の最高額について、支払われた賃金額の100分の11(免税事業者にあつては、100分の10.3)に相当する額(ロの場合を除く。)
- ロ 同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合にあつては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の11(免税事業者にあつては、100分の10.3)に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.8(免税事業者にあつては、100分の13.9)に相当する額のうちいずれか大きい額

### 第3 経過措置

この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、従前のおりとする事。